

令和2年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年9月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	小宮山 定彦 君	9 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	10 〃	朝 倉 国 勝 君
4 〃	祢 津 明 子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
5 〃	中 島 新 一 君	12 〃	塩野入 猛 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	中 嶋 登 君
7 〃	栗 田 隆 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	白 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細 田 美 香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 3 4 号 坂城町名誉町民の推挙について
- 第 8 議案第 3 5 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 3 6 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 1 0 議案第 3 7 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 1 議案第 3 8 号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 議案第 3 9 号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案第 4 0 号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 4 1 号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 4 2 号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 4 3 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 1 7 議案第 4 4 号 坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 1 8 議案第 4 5 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 1 9 議案第 4 6 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 0 議案第 4 7 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 1 議案第 4 8 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 2 議案第 4 9 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（西沢さん） 会議規則第127条の規定により、14番 大森茂彦君、2番 小宮山定彦君、3番 山城峻一君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和2年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、8月28日、安倍晋三首相から体調悪化による辞任の表明があり大変驚きました。2012年12月から政権運営がなされたところですが、約7年8か月にて終止符が打たれます。

国においては早期に体制を整えていただき、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策などの課題対応と、さらなる地方自治の振興政策をお願いするところでございます。

さて、昨年12月、中国武漢市で初めて確認された新型コロナウイルスにつきましては、各国の様々な対策に関わらず全世界の新規感染者数は、いまだ毎日数十万人単位で増え続けております。累計の感染者数はおよそ2,500万人に達し、長引く感染の拡大は人々の生活や経済に甚大な影響を及ぼしております。日本国内においても7月以降新規感染者が急増している状況で、長野県でも連日、新たな感染者の報告がなされています。

これまでの県内の感染動向を見ますと、今年2月に初めて県内で感染者が確認され、2月は2例、3月は6例、緊急事態宣言が発令された4月は58例、5月は10例、6月は1例と一旦は収束に向かうかに思いましたが、7月に入ると34例、8月は昨日の発表分までで145例と再び増加に転じ、大変厳しい感染状況になっております。

こうした状況から、県では8月25日、当町を含む長野圏域及び佐久圏域について、県独自の感染警戒レベルを2から3に引き上げ、新型コロナウイルス警報を発令いたしました。さらに、28日にはクラスターの発生などで特に感染者が多数発生している隣接の上田圏域について、感染警戒レベルを3から4に引き上げ、新型コロナウイルス特別警報を発令いたしました。

当町においても、8月中旬に4例の感染が確認されましたが、感染された方や接触のあった方はもとより、町民の皆様の適切な行動により町内で感染が拡大することはありませんでした。しかしながら、近隣地域を含む感染状況を見ると危機感を持って感染防止に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

今、各国においてワクチンや治療薬の研究、開発が急がれているところですが、感染の収束につながるにはもうしばらく時間を要するものと考えられ、町民の皆様には引き続き基本的な感染防止策や3密の回避を徹底するとともに、新しい生活様式に沿って、うつらない、うつさない、広げない行動をお願いいたします。

また、大変暑い日が続いておりますが、適切な冷房の使用や水分の補給のほか、人との距離が十分に取れる場合はマスクを一時的に外すなど、熱中症への対策も併せてお願いいたします。

小中学校では、例年より短い夏休みを終えて8月18日から2学期が始まり、久しぶりに学校中に子ども達の元気な笑顔があふれました。夏休み後の暑さは大変厳しく、昨年整備した教室のエアコンを活用し、また、いつでも水分補給できるよう水筒を用意して熱中症対策も行いながらのスタートとなりました。

全国で感染症の拡大が続いておりますが、引き続き感染予防を学校全体で取り組み、学校生活の継続に努めるとともに、この新型コロナウイルス感染症は注意していても感染してしまう場合があることから、学校や家庭において不当な差別や偏見、いじめが生じることのないよう啓発をまいります。

続きまして、この新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業でございますが、小規模事業者等持続化応援支援金につきましては、感染症の影響が続いているため支援金の対象期間を12月まで延長することとし、また、従業員等の雇用の維持を図るための国の雇用調整助成金等の申請支援に係る補助制度も進めています。

また、4月20日から受付を開始しました町の制度資金「経営安定特別資金」は約4か月で132件、5億2,400万円の申込がありました。引き続き大きな影響を受けている町内事業所の経営活動と事業継続など支えるため、国や県の補助、助成制度などの情報収集も行い周知するとともに町内事業者が必要とする支援策等を講じてまいりたいと考えております。

また、町では感染症の影響により親元を離れ、不安な時期を過ごされている学生さんに8月1日から学生リフレッシュ応援事業を実施し、これまで67件の交付をしております。お贈りする応援券を活用し帰省された際には、ふるさと坂城で心身ともにリフレッシュをされ、また、帰省がかなわない場合には、ご家族にて町の特産品などお送りいただき生まれ育った故郷に思いを寄せて、それぞれの夢や目標に向かって勉学に励んでいただきたいと思います。

特別定額給付金につきましては、5月以降申請を受け付け、8月25日にて受付が終了しました。この間、広報や防災行政無線での周知や未申請者への再度の申請案内などの事務を進め、8月末の給付率はほぼ完了となる99.6%となっております。

続いて、経済情勢であります。世界中に広がる新型コロナウイルスによる不況は深刻さを増し、日本総研などによりますと、アメリカでは個人消費や設備投資が大幅に減少し、4～6月の実質GDPは前期比年率マイナス32.9%と歴史的なマイナス成長に、ヨーロッパでは、ユーロ圏の4～6月の実質GDPは前期比年率マイナス40.3%と統計開始以来最大の減少となっております。また、中国においては工業生産が増加し4～6月期の実質GDP成長率が前年同期比3.2%とプラスに転じ、経済活動は回復傾向が伺われるところでございます。

次に国内の状況であります。内閣府による8月公表の4～6月期の実質GDPは、前期比年率マイナス27.8%とリーマンショック後の17.8%を超えて、戦後最悪のマイナス成長となっております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が7月に発表した金融経済動向では公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「長野県経済は新型コロナウイルス感染症の影響などから厳しい状況が続いている」としております。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業が2社、マイナス13社、変わらない2社、売上げについてもほぼ同様で大変厳しい状況が伺われます。

一方、雇用については、4～6月の実績が総計でプラス42人と、前回調査の15人から増加し、来年4月の雇用予定は1社が予定なし、3社が未定、その他企業は増員または減員分の補充

を予定しており、全体では12人増員予定で、雇用情勢もやや不安定な様相となっております。

世界経済が大きく減速して、今後の先行きや町内企業の影響など大変懸念されますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と経済の回復を願うところであります。

さて、令和元年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町民税は、平成30年度と比較いたしますと、個人分はプラス2.0%、約1,500万円の増収となっておりますが、法人分は一部企業の収益の減収等によりマイナス9.9%、約6,200万円の減、固定資産税はマイナス0.7%、約900万円の減であり、町税全体では前年度対比マイナス2.0%、約5,700万円の減収であります。

また、地方交付税につきましては、東日本台風災害による費用が特別交付税において算定されて増額となったものの、普通交付税においては、算定基礎となる基準財政収入額が増額算定され交付額が約7千万円の減となり、地方交付税全体で、前年度対比マイナス0.8%、約800万円の減額となっております。

財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度から0.006ポイントの減となる0.704であり、県内における順位につきましては、昨年と同様77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位であります。

地方特例交付金につきましては、令和元年10月からの幼児教育、保育の無償化実施により、前年度対比プラス約4,200万円の大幅な増額、分担金及び負担金につきましても、保育負担金が前年度より約2,200万円の減額となりましたが、葛尾組合焼却施設延長による長野広域連合負担金が約6,200万円の大幅な増額となり、プラス44.4%、約3,800万円の増額となりました。

国庫支出金につきましては、道路橋梁災害復旧事業などにより、プラス4.3%、県支出金につきましても、介護老人福祉施設整備事業補助金などにより、プラス9.5%となっております。

また、寄附金ではふるさと寄附金として多くの皆さんからご寄附いただき、前年度対比79.9%、約6,700万円の増額、財産収入につきましては、普通財産売払収入の減などにより約6,500万円の減額、町債につきましては、災害復旧事業に係る借入れなどにより、前年度対比約7,600万円の増額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比マイナス0.6%となる69億6,154万円であります。

一方、歳出につきましては、普通建設事業として、若草橋架替工事による町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業、役場庁舎の非常用発電機更新事業、小中学校普通教室空調設備整備事業、旧給食センター解体工事などを実施するとともに、東日本台風により被災した昭和橋や町運動公園等の災害復旧事業を施工し、投資的経費につきましては、前年度対比プラス14%の約8億2千万円でございます。

また、義務的経費につきましては、扶助費が前年度対比プラス0.4%、人件費につきましてはプラス0.2%、公債費については地方債の償還額の減少等に伴いマイナス4.6%という状況であります。

その他経費につきましては、補助費等で前年度対比マイナス21.3%、積立金につきましてはプラス25.9%となっており、その他経費全体としてはマイナス2.3%、約8,300万円の減額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比マイナス0.1%となる68億1,399万1千円の決算となっております。

なお、令和元年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、ともに一般会計及び全ての特別会計において黒字であります。また、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率については、3か年平均で前年からプラス0.3ポイントの9.1%となっております。

公債費等の将来負担の重さを表す将来負担比率につきましては、将来の債務負担である一般会計の地方債残高が減少したことなどにより、前年度対比2.1ポイント減のマイナス2.3%となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、6月定例会以降の事業の状況及び本議会に上程いたします主な内容について述べさせていただきます。

令和3年度からの10か年のまちづくり全般の最上位計画である「第6次長期総合計画」につきましては、現行計画の検証結果を踏まえる中で、長野大学のご協力をいただき計画の素案づくりを進めております。今後は、総合計画審議会による審議を経て基本構想及び基本計画の答申をいただく中で、策定作業を進めてまいります。

また、長期総合計画同様、今年度最終年度を迎える「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、外部有識者による検証委員会を開催し、今期の検証作業を進めております。今後は、長期総合計画との整合を図りながら、次期戦略の素案の策定を進め、検証委員会、策定懇話会等でご審議いただき、年度末の策定に向けて作業を進めてまいります。

また、令和3年度から10年間の公共施設の整備方針となる「公共施設個別施設計画」につきましては、各課横断的な調整を進めるとともに、有識者の皆様による策定委員会を開催し、計画の概要や構成などご審議いただき、素案の策定を進めております。

いずれの計画も有識者の皆さんや町民の皆さんのご意見をお聞きしながら、時代に合った夢のある計画にしてまいりたいと考えております。

さて、新工業団地の進捗につきましては、事業用地となる約3.6ヘクタールの農業振興地域

除外について、坂城町農業振興地域整備促進協議会の審議を経て長野地域振興局に事前協議書を提出いたしました。諸手続を経て、年内には同意をいただけるものと考えております。

また、A09号線道路改良事業と併せて、令和3年度末の完成に向けて事業を進めてまいります。

さて、8月12日、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、町内事業者の売上げの向上と消費喚起、新しい生活様式を進めている地域の皆さんを元気づけることを目的に、株式会社まちづくり坂城による「チア・アップ！さかき2020！」を町と商工会の共催により開催いたしました。昼間はマスクの着用による来場制限や、検温、手指の消毒などを徹底し、感染防止に努めながら盆花や農産物などの販売を行い、夜にはテクノさかき工業団地組合の協賛により、疫病・コロナ退散、五穀豊穰などの願いを込めた花火を、ご自宅付近からでもご覧いただけるように町内3か所から打ち上げをいたしました。

また、さかき地場産直売所「あいさい」においても、8月11日と12日に3密回避などの対策の下、お花市を開催いたしました。朝早くから大勢の方にご来場いただき、出荷された盆花が完売するなど盛況でありました。

また、8月30日には防災関係機関と地域住民が相互に連携し、広く防災意識の普及高揚を図ることを目的に、町総合防災訓練を村上小学校で開催いたしました。本年は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、村上地区の自主防災会や町消防団、婦人消防隊、民生児童委員、千曲坂城消防本部、千曲警察署、日赤奉仕団等の皆様方約160名と参加者を限定し、また、例年、大地震等の災害に備えた訓練を実施してはいたしましたが、令和元年東日本台風を踏まえ、大雨による水害に訓練想定を変え実施したところでございます。

訓練前半は、千曲川氾濫を想定し、警戒レベルごとに同報系及び移動系デジタル防災行政無線を活用して、町と各自主防災会の連携や町民への情報伝達を行い、有事の際に対応した実践的な訓練を行いました。また、後半では、中核避難所にもなる村上小学校にて新型コロナウイルス感染拡大下における開設を念頭においての避難所運営訓練や負傷者の応急手当訓練を、また、グラウンドでは消防団の水防訓練を、また同時に、昨年の災害時の避難所における情報収集が困難だったことも踏まえまして、災害時公衆無線LAN開設訓練も実施いたしました。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えが重要であります。コロナ禍ではありますが、今後も家庭や地域、行政、関係機関が連携し、有事の際に対応できるよう、防災意識の高揚と防災対策に努め、安心・安全で災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、9月21日の敬老の日を迎えるにあたりまして、町では長寿のお祝いと敬老の意を表し、米寿、白寿の方々、及び100歳以上の皆様を対象として敬老祝い金をお送りします。例年、私自ら全員の方を訪問しお祝いをしてはいたしましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡

大防止の観点から、訪問は99歳以上の方を対象として9月5日土曜日に行い、88歳の米寿の方にはお祝いのメッセージを添えて郵送により対応させていただくことといたしました。なお、今年度の対象者は9月1日現在、米寿の方が120名、99歳の白寿の方が8名、100歳以上の方が13名で合計141名の方が対象となり、最高齢は大正3年生まれの105歳の方でございます。

また、本年度、坂城駅前葡萄酒祭につきましては、5月から秋に延期しての開催を検討してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、今年度の開催は中止することといたしました。

葡萄酒祭は、町内外から大勢の方が訪れ、坂城産ワインとともに町の魅力を発信し、参加された皆さんが交流できる大きなイベントとして期待されておりますので、新型コロナウイルスの状況を見ながら改めて来年度以降、適切な時期に開催を計画してまいりたいと考えております。

また、10月に町国際交流協会、町議会の皆さんと予定していたポーランド、ツェレスティヌフ郡への訪問交流事業につきましても、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、今年度の訪問を中止することといたしました。

先方と連絡を取り合う中では、感染症拡大が収まった段階での、改めての訪問についてお誘いをいただいているところであり、今後の訪問を含めた交流の進め方について協議を行ってまいりたいと考えております。

また、国道18号バイパスでございますが、先般、8月18日に県及び長野国道事務所に小宮山副議長さんとともに、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の要望活動を行ってまいりました。

今年度におきましては、国から6億7千万円の予算が配分され、引き続き網掛地区の工事用道路の整備を予定しているとのことでございます。一日も早く完成できますよう、今後も積極的に要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、主要地方道坂城インター線の延伸事業では、しなの鉄道の跨線橋工事で500トンの大型クレーンによりコンクリート桁の設置が施工されました。本事業により、工業団地から坂城インターへの利便性が向上し、団地周辺の混雑解消やテクノさかき駅周辺の円滑な道路交通の確保を図ることができますので、早期完成に向け引き続き関係機関の働きかけを行ってまいります。

また、町道A01号線道路改良事業酒玉工区につきましては、皆様方のご協力により若草橋が完成いたしました。今年度は若草橋南北の歩道の道路改良工事を実施し、次年度若草橋南側の道路改良事業を実施してまいります。

公共下水道事業は新地、鼠地区と中之条及び村上地区の居住地域で未整備区間の工事を実施する予定でございます。

町民の皆様、関係の皆様には工事中ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

す。

次に、今議会に上程する主な内容でございますが、まず、犯罪被害者等支援条例の制定議案でございます。

当町で5月に、若い2人の命が奪われる痛ましい事件が発生いたしました。犠牲になられたお二人のご冥福を改めてお祈りいたしますとともに、ご家族の皆様にご心からお見舞いを申し上げますところでもあります。

これまで町には、そうした犯罪に巻き込まれた方に対する支援についての定めがなかったことを受け、今回の事件を機に、長野県警察本部などにもご相談する中で、県内で初めてとなる坂城町犯罪被害者等支援条例と関連予算を上程したところでございます。

本条例におきまして、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることで、犯罪の被害に遭われた方やご家族の被害の軽減や回復を支援し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現につながればと考えているところであります。

なお、見舞金につきましては、要綱を別途定めて、本年4月から適用する方向で考えております。

次に、補正予算についてでございます。

坂城駅周辺のにぎわいの創出と活性化のため、「鐵のほそ道」西側に隣接する土地の取得費を計上いたしました。観光商業の拠点として、また、地域住民の憩いの場としてさらに、有事の際には地域の防災拠点としての利活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、特殊詐欺等につきましては、オレオレ詐欺から警察官や公務員等を名乗ったいわゆる預貯金詐欺へ、また、その手口が複雑化、巧妙化しており、その前兆事案が隣接市では増加傾向で、当町に入り込んでいる可能性も高いことから、特殊詐欺防止電話装置の助成を行うことといたしました。

満65歳以上の方で、特殊詐欺等対策機能付き電話機の購入や固定電話に接続する装置に係る経費の一部を助成するものでございます。

また、千曲川沿線の佐久穂町から飯山市までの12市町による令和元年東日本台風災害復興の花火事業の提案が長野市と長野市商工関係団体からありました。

花火を通じて台風災害から1年を迎える県内被災地をつなげ、復興に向けた希望の象徴とするとともに、災害復旧・復興に継続的に関わっているボランティアへの感謝の気持ちを表すとともに、併せて、新型コロナウイルス感染症に対する医療従事者への感謝と打撃を受ける地域経済と住民へのマインドの回復に向けた発信を趣旨としており、当町といたしましても、協調してまいりたいことから必要な経費を予算に計上いたしました。

最後に、今議会には高見澤正氏の名誉町民推挙に係る議案を上程しております。

坂城町で事業を起こし、食材自体を自己発熱させる、ジュール加熱殺菌システムなどの技術開

発を進め、業界初の発酵ジャムを商品化させて、全国そして海外にも事業展開を拡大されております。

また、同氏は、永年にわたり多額の私財を寄附していただき、まちづくりや産業、教育文化の振興と発展にも寄与するなど、名誉町民にふさわしい方でございます。

以上、新型コロナウイルス感染症対応と令和元年度の決算状況、そして、本年度の事業の進捗状況並びに本議会上程の主な内容について申し上げましたが、今議会にお諮りする案件は、専決報告が1件、人事案件が5件、一般会計・特別会計の令和元年度決算の認定5件、規約の変更1件、条例制定1件、補正予算5件、計18件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（西沢さん） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジック株式会社に係る令和2年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（西沢さん） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第10「議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの6件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第5から議案の37号まで続けてご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる小山みつ江氏に代わり、中村清子氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

中村氏は、長年、町職員として勤務され福祉健康課長、会計管理者などの経験をされております。

す。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

小山氏には、1期3年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼申し上げます。

次に、専決第20号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億2,105万4千円といたしましたものであります。

歳入につきましては、県支出金38万円、財政調整基金からの繰入金288万9千円を増額し、歳出の主なものにつきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務に係る経費として10万4千円、7月の豪雨により崩落した林道農山線の復旧工事費等300万円を増額し、GIGAスクール構想推進事業において予算の組替えを行ったもので、急を要することから専決いたしましたのでございます。

次に、議案第34号「坂城町名誉町民の推挙について」ご説明申し上げます。

本案は、当町上平出身の高見澤正さんを、産業の発展と本町及び国家の繁栄進展に貢献された実績が極めて顕著でありますので、坂城町名誉町民条例に基づき、町名誉町民に推挙するものであります。お手元の議案資料に詳細を記載させていただいておりますが、高見澤さんは、昭和45年に自身の生まれ育った上平で同僚の技術者らとともに、業務用ジャムなどの果実加工品の製造販売を行う、デイリーフーズ株式会社を設立されました。それから、半世紀にわたり常に消費者の食の安心安全と健康にこだわり、業界の第一線においてご活躍され、この間、ジュール加熱殺菌システムなど独自の技術の研究開発にも努め、発酵ジャムなど付加価値の高い製品作りを求め続けられております。

また、町内工場が現在、製造部門の主力として稼働する中で、町民をはじめ近隣の多くの住民を従業員として雇用し、地域の雇用の安定と労働力の確保にご貢献いただいている点も顕著であると考えているところであります。

一方で、町政に対しては永年にわたり多額の私財を寄附していただき、まちづくりや産業、教育文化の振興など、これまで町の発展にも寄与されているところでございます。

今後さらにご健勝であられ、時により、町政に対してご提言やご助言を賜りたく名誉町民としてご推挙申し上げます。

続きまして、議案第35号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって三井有奈委員の任期が満了となりますが、引き続き、識見が高く、長年保育現場での活動など経験豊富で子育ても実践されている同氏を教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和2年10月1日から4年間です。

続きまして、議案第36号「坂城町教育委員会委員の任命」についてご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって高松陽子委員の任期が満了となりますが、引き続き、識見が高く、長年幼児教育に携わるなど経験豊富で子育ても実践されている同氏を教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和2年10月1日から4年間であります。

最後に、議案第37号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって玉木守二委員の3年間の任期が満了となりますが、引き続き、地域の信望が厚く経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和2年10月1日から3年間であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時52分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第6「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第20号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第7「議案第34号 坂城町名誉町民の推挙について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第35号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第9「議案第36号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第10「議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第11「議案第38号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第22「議案第49号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの12件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第38号から49号までご説明申し上げます。

まず、議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額69億6,154万円、歳出総額68億1,399万1千円、歳入歳出差引額1億4,754万9千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から事業の実施時期や工期の関係で令和2年度へ繰り越した移動系防災行政無線整備事業や農地・橋梁・消防施設等災害復旧事業、介護老人福祉施設整備事業などの繰越事業の充当財源となる5,682万1千円を除いた9,072万8千円であります。この実質収支額から4,600万円を財政調整基金に繰り入れた残額の4,472万8千円が令和2年度への繰越金であります。

歳入の主な内容について申し上げますと、町税のうち個人町民税につきましては、平成30年度と比較しプラス2.0%、約1,500万円の増収となったものの、法人町民税におきましてはマイナス9.9%、約6,200万円の減収となりました。その他、固定資産税、町たばこ税、入湯税ともにマイナスとなり、町税全体ではマイナス2.0%、約5,700万円の減収であります。

また、地方特別交付金につきましては、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化により交付されたこども・子育て支援臨時交付金により約4,200万円の増額となっております。

地方交付税につきましては、災害復旧に係る費用が特別交付税に算定されたことなどにより約6,200万円の増額となったものの、普通交付税においては算定基盤となる基準財政収入額が前年度より増額算定となったことから交付額は減額となり、特別交付税を含めた全体では、前年度比マイナス0.8%、約800万円の減額であります。

分担金及び交付金につきましては、葛尾組合焼却施設稼働延長による長野広域連合からの負担金の増額等により約3,800万円の増額、寄附金につきましては、ふるさと寄附金が増えたこと等により約6,700万円の増額となりました。

一方で、財産収入につきましては、普通財産売却収入の減などにより約6,500万円の減額、繰入金につきましては30年度において同報系防災行政無線整備事業として繰り入れた有線放送特別会計からの繰入分の減額や、基金繰入金の減少等により約2億3,900万円の減額となりました。

また、町債につきましては、災害復旧事業に係る借入等により約7,600万円の増額であり、歳入全体では前年度比マイナス0.6%、4,356万6千円の減額となったところであります。

次に、歳出につきましては、性質別に主な内容を申し上げます。

はじめに、投資的経費につきましては、普通建設事業として町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業の継続事業のほか、旧給食センター解体工事、役場庁舎非常用発電機更新事業などを実施し、前年度と比較しますと、普通建設事業費全体でマイナス2.9%、約2,100万円の減額となりましたが、東日本台風により被災した昭和橋等の災害復旧事業を実施したことにより、投資的経費全体ではプラス14.0%、約1億円の増額となりました。

義務的経費につきましては、公債費が地方債償還額の減少などにより、前年度比マイナス4.6%、扶助費プラス0.4%、人件費プラス0.2%となっており、義務的経費全体ではマイナス1.0%、約2,500万円の減額となりました。

その他経費につきましては、物件費で前年度比プラス7.6%、積立金でプラス25.9%となっておりますが、補助費等でマイナス21.3%となったこと等から、その他経費全体といたしますとマイナス2.3%、約8,300万円の減額であり、歳出全体では、前年度比マイナス0.1%、金額で767万円の減額となったところであります。

詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

続きまして、議案第39号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億9,545万2千円、歳出総額14億9,381万7千円で、歳入歳出差引残額は163万5千円、このうち85万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの78万5千円を令和2年度に繰り越しをいたしたところであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税2億9,211万5千円、県支出金10億7,507万4千円、一般会計繰入金8,414万6千円であります。

歳出の主な内容は、保険給付費10億5,416万9千円、事業費納付金4億314万1千円、保健事業費1,721万9千円であります。

療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額を前年度と比較いたしますと、全体では5.5%の増となっており、制度別の医療費の内訳では、一般被保険者分で6.5%の増、退職被保

険者分では86.4%との減となっております。

次に、議案第40号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、南条地区の整備により、令和元年度末で供用面積は542ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は87%となりました。

令和元年度の決算につきましては、歳入総額14億1,137万円、歳出総額13億6,066万4千円で、繰越明許費繰越額の4,998万5千円を除いた72万1千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容としましては、受益者負担金8,208万6千円、下水道使用料1億6,345万5千円、国からの交付金2億3,881万7千円、一般会計からの繰入金3億円、町債5億6,340万円であります。

歳出の主な内容としては、上流処理区維持管理負担金7,165万2千円、下水道管渠工事費7億270万2千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金2,176万1千円、長期債元利償還金3億7,457万7千円であります。

次に、議案第41号「令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億82万4千円、歳出総額13億7,243万8千円で、歳入歳出差引残額は2,838万6千円となり、このうち400万円を支払準備基金に積み立て、2,438万6千円を令和2年度に繰越しをいたしたところであります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料3億1,924万2千円、国庫支出金3億2,323万9千円、支払基金交付金3億4,567万4千円、県支出金1億9,942万5千円、繰入金1億8,772万2千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費12億4,632万4千円、基金積立金3,289万4千円、地域支援事業費5,430万2千円であります。

前年度と比較し、保険給付費は0.2%の増、地域支援事業費は7.3%の減でありました。

次に、議案第42号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億2,119万6千円、歳出総額2億2,118万6千円で、歳入歳出差引残額は1万円で、全額を令和2年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料1億7,842万5千円、一般会計繰入金4,270万9千円であります。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億2,019万3千円、事務

費等総務費 99万3千円であります。

次に、議案第43号「上田地域広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、上田地域広域連合が設置するごみ処理施設において、川西保健衛生施設組合の構成団体であった旧北御牧村地域の可燃ごみを事務委託により受け入れ、これまで焼却処理が行われてきましたが、この組合による可燃ごみの処理事務自体が終了することに伴い、広域連合の処理事務となることから、上田地域広域連合規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第44号「坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について」ご説明申し上げます。

誰もが、ある日突然自分の意思にかかわらず、犯罪などの被害者になり得るおそれがあります。犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応などによって、間接的にも苦しめられることがあります。このため、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目標に、本条例を制定するものであります。

続きまして、議案第45号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,233万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億6,339万3千円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税3億1,572万円、国庫支出金1,377万5千円、前年度繰越金3,472万8千円、臨時財政対策債などの町債1億2,717万2千円をそれぞれ増額し、基金繰入金を4億5,798万9千円減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、スマートエネルギー設備設置補助金300万円、特殊詐欺防止装置取付費補助金10万円、社会保障・税番号制度対応のための戸籍等システム改修委託料951万9千円、犯罪被害者等見舞金100万円、未熟児養育医療給付費488万円、中心市街地活性化を目的とした用地購入費等3,105万6千円、私立幼稚園への施設型給付補助金449万8千円をそれぞれ増額するものであります。また併せて、人件費について現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

次に、議案第46号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,009万円とするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金28万4千円、諸収入950万8千円を増額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費等交付金返還金979万2千円を増額するものであります。

次に、議案第47号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」ご

説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,757万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億1,428万7千円とするものであります。

歳入につきましては、社会資本整備総合交付金960万円、公共下水道事業債870万円を減額し、繰越金72万1千円を増額するものであります。

歳出につきましては、公共下水道事業管渠工事費2,409万6千円を減額し、職員人件費539万5千円、一般会計繰出金72万1千円を増額するものであります。

次に、議案第48号「令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,089万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億9,880万6千円とするものであります。

歳出の主な内容につきましては、基金繰入金367万7千円を減額し、前年度繰越金2,438万5千円を増額するものであります。

歳出につきましては、国庫支出金返還金1,259万4千円、支払基金交付金返還金9万4千円、県費支出金返還金820万9千円を増額するものであります。

最後に、議案第49号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,973万5千円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金9千円を増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金9千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 続いて、各課長等に議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

財政係長（細田さん） 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入全般について、決算書の事項別明細書及び資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ、4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

決算書、事項別明細書の13ページ、款1町税につきましては、収入総額が27億7,435万9千円で、前年度と比較いたしまして、率にしてマイナス2%、金額で5,684万9千円の減収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では前年度対比プラス2%、法人分では

企業収益の減収等によりマイナス9.9%となり、町民税全体では、マイナス3.5%、4,739万6千円の減という状況でございます。

固定資産税につきましては、マイナス0.7%、軽自動車税はプラス3.9%、町たばこ税はマイナス1.9%、入湯税につきましてはマイナス1.4%という状況でございます。

続いて、14ページにかけての款2地方譲与税でございます。森林整備が喫緊の課題であることから、令和6年度からの森林環境税賦課に先立ち、国の特別会計における借入金により前倒しで交付された森林環境譲与税が追加されたこと等により増額となり、決算額は6,484万9千円、前年度対比プラス2.2%でございます。

14ページからの交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額173万8千円で前年度に対し204万6千円の減、款4配当割交付金は、決算額764万8千円で122万2千円の増、款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額439万2千円で99万8千円の減となっております。

款6地方消費税交付金につきましては、決算額が2億8,967万4千円で、前年度に対しマイナス5.3%、1,613万3千円の減でございます。消費税は、昨年10月から税率が8%から10%となったことに伴い、地方分についても1.7%から2.2%に引き上げられたところですが、国の収入から町への交付までにタイムラグがあるため、税率改正の影響は令和2年度以降になると思われま。

続きまして、款7自動車取得税交付金につきましては、自動車購入時に賦課されていた自動車取得税が令和元年9月末で廃止となり、10月1日から環境性能割が導入されたことにより、自動車取得税交付金に代わり、新たに環境性能割交付金が追加されております。

なお、環境性能割については、臨時的に1%の軽減措置がされていること等から、自動車取得税交付金と合わせた決算額は前年度対比マイナス26.6%、400万2千円の減の1,102万5千円でございます。

次に、款8地方特例交付金につきましては、住宅借入金等税額控除に係る地方公共団体の減収を補填する交付金で、先ほどの環境性能割交付金の減収分も含まれ、また、令和元年10月1日からの保育料無料化等による減収分として、子ども・子育て支援臨時交付金も併せて交付されたことから、決算額は5,166万8千円、前年度に対し4,249万5千円の大幅増となっております。

続きまして、款9地方交付税でございます。元年度の普通交付税は、算定の基礎となる基準財政収入額が増額算定となったことから交付額が減額となり、前年度対比マイナス7%、7,073万7千円の減でございます。

また、特別交付税につきましては、災害復旧に関する費用等の増額により、前年度に対し6,206万7千円の増となり、地方交付税全体では、決算額11億1,311万3千円で、前年度

対比マイナス0.8%、867万円の減額となっております。

款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額159万2千円で、前年度に対し4万6千円の減といった状況でございます。

次に、16ページの款11分担金及び負担金につきましては、長野広域連合からの葛尾組合焼却施設稼働延長によるごみ処理費負担金の増額などにより、決算額1億2,394万2千円、前年度に対し3,809万7千円の増、19ページにかけての款12使用料及び手数料につきましては、決算額7,290万6千円、前年度に対し11万円の減でございます。

続きまして、19ページから22ページまでの款13国庫支出金につきましては、道路橋梁等の災害復旧事業に係る補助金等の増額により、前年度に対し2,438万5千円の増、決算額は5億9,715万9千円となりました。

次に、22ページから27ページにかけての款14県支出金につきましては、決算額3億5,144万5千円で、介護老人福祉施設整備事業や子ども・子育て支援事業の補助金の交付などにより、前年度に比べプラス9.5%、3,038万9千円の増でございます。

28ページにかけての款15財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地の売払い、また、基金積立金利子が主なものであり、決算額は1,995万5千円で、前年度に比べ土地売払収入の減額等により、6,528万5千円の減となっております。

続きまして、款16寄附金につきましては、教育関係及びふるさと寄附金としてご寄附をいただいたもので、ふるさと寄附金が大幅に増加したこと等により、決算額は1億5,072万2千円、前年度より6,693万円の増額となっております。

次に、28ページにかけての款17繰入金につきましては、特別会計からの繰入れやふるさとまちづくり基金や広域行政事業基金など特定目的基金からの繰入れが主なもので、決算額は1億3,332万1千円で、前年度に比べ2億3,941万9千円の減、款18繰越金につきましては、決算額は1億4,244万6千円で、前年度に比べ1億323万2千円の増となっております。

28ページから31ページにかけての款19諸収入につきましては、決算額4億8,187万3千円で、前年度対比6.6%の減となっております。主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等でございます。

歳入の最後になりますが、31ページから32ページにかけての款20町債でございます。決算額は5億6,771万3千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、緊急防災・減債事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債発行を行いました。また、元年度においては、東日本台風被害による復旧事業に係る借入れを行ったこと等により、前年度と比較し15.5%、7,613万円の増額となっております。

以上、歳入総額は69億6,154万876円で、前年度と比較してマイナス0.6%、金額

で4,356万6千円の減額となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で96.9%でございます。

以上で、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 次に、歳出について説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（柳澤君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、令和元年度主要施策の成果及び実績報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、決算書36ページを御覧ください。36ページから39ページの款2総務費項1総務管理費目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等経常的経費でございます。38ページ、健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員が受診しており、職員が何らかの検診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。職員研修事業といたしましては、人事評価制度業務の委託及び接遇窓口対応研修などを実施いたしました。

39ページ、目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等使用料が主なものでございます。

40ページにかけての目3財政管理費は、積立金については財政調整基金、減債基金等への積立てでございます。

なお、決算状況につきましては広報さかきに掲載し、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（池上君） 40ページ、目4会計管理費につきましては、需用費のうち印刷製本費は決算書、封筒などの印刷、役務費については公金収入、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続いて、目5財産管理費でございます。町の普通財産の管理等に係る経費のほか、公共施設やインフラの総合的な管理を推進するため、節13にて公共施設グランドデザインの策定及び個別施設計画策定に向けた調査を行いました。また、節15にて町有地の有効活用を図るため、未利用建物の除却工事を実施しました。

次に、目6企画費ですが、企画政策推進経費では41ページ、節19にて長野・上田両広域連合への負担金、町の移住・定住人口の増加を目指して町内に住宅を新築された方などに対し、移住定住促進事業補助金を交付いたしました。なお、高校生タイ国研修につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止といたしたところでございます。

42ページにかけての温泉管理事業につきましては、節15にてびんぐし湯さん館の施設維持補修工事、節19では町民優待券等の利用実績に応じた割引入館料の負担、節25では施設設備

の更新、リニューアルに向けて基金への積立てを行いました。

続いて、総合計画策定事業につきましては、節13にて次期長期総合計画策定に向けた町民アンケート調査を行いました。

43ページにかけてのまちづくり推進事業では、節1にて行政協力員の報酬、節13にて文書配付等の行政事務委託など、節19では地域づくり活動支援として地域が行うコミュニティ活動に助成を行いました。また、節25にてふるさと納税による信州さかきふるさと寄附金などを基金として積み立てました。

続いて、国際交流事業につきましては、節19で町国際交流協会への補助金を交付いたしました。

スマートタウン構想事業では、節13にて中核避難所への蓄電池設備導入に係る調査を実施するとともに、節19において住宅用太陽光発電システムのほか、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用エネルギー管理システムなどを対象に、エネルギーの効率的な利用促進に向けて補助を行いました。

続いて、ふるさと納税事業につきましては、節8にて信州さかきふるさと寄附の際のお礼の品の代金支払い、また、節13にてインターネットの活用など業務委託により、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性を図るとともに、当町の魅力を発信し、地域の産業の振興を図りました。

44ページにかけての目7広報広聴費ですが、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境保持等に係る経費で、主なものは節13インターネット系のサーバーとシステムの保守に係る委託料のほか、節14これらハードウェアのリース料と回線の使用料などでございます。

広報発行事業につきましては、広報さかきの印刷が主なものでございます。

電子自治体事業につきましては、国の施策として、行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて市町村行政ネットワークが構築されています。これに係る経費として、節14ではデータセンター使用料、ネットワーク基地賃借料、節19では県へのネットワーク負担金の支出が主なものでございます。

45ページにかけての目8電算費につきましては、窓口業務等に係る電算化の主たる経費の支出でございます。

節13において機器などの保守料、節14ではソフトウェアの使用料、ハードウェアのリース料、節19では社会保障・税番号制度運用に必要な中間サーバーに係る負担金の支出を行いました。

総務課長（柳澤君） 45ページから46ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房空調機械設備等の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費

等でございます。

また、工事請負費にて役場の非常用発電機の更新を、備品購入費については庁用車の更新等を行いました。

46ページ、繰越事業の工事請負費につきましては、健康増進法の改正により、役場庁舎の屋外に2か所の喫煙所を設置したものでございます。

住民環境課長（関君） 目11防犯対策費でございますが、節11需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。節19は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

47ページ、目12交通安全対策費の主なものは、節1交通指導員の報酬のほか、節11需用費のうち、毎年新入学児童に配布しております交通安全ヘルメット等の消耗品、節19の千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等のほか、自動車急発進防止装置取付補助金を創設し、高齢者に対する事故防止対策を実施しました。

続きまして、目13消費生活費の主なものは、節1消費生活指導員の報酬のほか、節19消費者の会に対する補助金でございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、目14男女共同参画推進費の主なものは、節1にて女性専門相談員の報酬、節8にて女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝礼、節19において女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行いました。

収納対策推進幹（長崎さん） 続きまして、48ページから49ページにかけての、項2徴税費目1税務総務費につきましては、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

今後、滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

50ページにかけての目2賦課徴収費につきましては、町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷製本費、住民税申告書及び町税の納税通知書等の送付に係る通信運搬費、委託料は住民税、固定資産税等の課税に関わる電算委託費と、令和3年度の評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備委託等でございます。

また、節23償還金利子及び割引料は、町税の還付金及び還付加算金でございます。

住民環境課長（関君） 50ページから51ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費目1住民戸籍基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。

そのほか、節13委託料は、住民基本台帳システム、総合戸籍システム等の保守に係る委託料、節14は同機器に係る使用料でございます。

総務課長（柳澤君） 51ページから54ページは、項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。目3参議院議員選挙費につきましては、昨年7月21日に実施した参議院議員選挙の経費で、内容は職員手当、ポスター掲示場の設置に

係る委託費等でございます。

52ページ、目6県議会議員選挙費につきましては、昨年4月7日に実施した県議会議員選挙に要した経費で、職員手当等が主なものでございます。

53ページ、目7町長町議会議員選挙費につきましては、昨年4月21日に実施した町長町議会議員選挙の経費で、内容は職員手当、ポスター掲示場の設置に係る委託費等でございます。

企画政策課長（臼井君） 54ページ、項5統計調査費目1統計調査総務費、統計一般経費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

55ページにかけての目2委託統計調査費につきましては、工業統計調査、学校基本調査、世界農林業センサス、経済センサス基礎調査、全国家計構造調査を実施するとともに、今年度を実施される国勢調査の準備作業を行いました。

総務課長（柳澤君） 同じく55ページの項6監査委員費目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費でございますが、56ページから57ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、民生委員活動費交付金など福祉関係団体への補助金、負担金を交付いたしました。

社会福祉協議会補助事業は、社会福祉協議会が地域福祉推進のために実施する事業への補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

住民環境課長（関君） 57ページから58ページにかけての目2国民年金事務費でございますが、主なものは節11需用費のうち印刷製本費で、成人者への啓発物品を作成し、啓発いたしました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、58ページからの目3老人福祉費でございます。

老人福祉一般経費は、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブへの負担金、補助金のほか、町内の地域密着型特別養護老人ホームの増床に対して補助を行ったもので、令和元年度におきましては施設備品等に係る開設準備経費として755万1千円を交付し、建設に係る補助については今年度に繰り越して実施することといたしております。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝い金事業が主なものでございます。

58ページから59ページにかけての高齢者生活支援事業は、移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎などの外出支援サービスに要した経費でございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険の給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険税軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

60ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

次に、目4心身障害者福祉費でございます。

60ページの、心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金、障がいの就労支援を行う福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などを交付いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族の方などに慰労金を支給したものでございます。

61ページの福祉タクシー委託事業では、重度障がいの外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がいの通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がいの福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

61ページから62ページにかけての福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がいの自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護訓練等給付事業費は、障がいの居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付が主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がいの障がいの除去、軽減を図るための更生医療や、18歳未満の子どもに対する育成医療などについて、自己負担分に対する給付を行ったものでございます。

63ページにかけての補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等身体機能を補う装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。

63ページから64ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、64ページ、目5人権同和推進費につきましては、節13では同和対策集会所の管理委託、節19では解放運動団体への補助金交付のほか、節17にて隣保館の近接地を駐車場用地として購入し、節15において整備工事を行いました。

65ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費の支出でございます。

この中で、福祉の向上と人権啓発拠点としての窓口相談、各種講座の開催、隣保館ふれあいフェスティバルなど交流事業を実施したほか、節15にて大会議室のエアコン更新工事を行いました。

議長（西沢さん） 詳細説明の途中ですが、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時53分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（伊達君） 午前に引き続き、款3民生費項1社会福祉費のうち、決算書66ページの目7高齢者対策費からご説明を申し上げます。

目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、地域包括支援センター一般経費は、臨時職員の賃金、介護予防に係るケアマネジメント業務の委託が主な経費でございます。67ページの老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の寝たきりや認知症予防のためのいきがい活動支援通所事業や、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社協に委託して実施いたしました。

家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として介護慰労金の支給をはじめ、訪問理美容サービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。67ページから68ページにかけての緊急通報体制整備事業では、ひとり暮らし老人訪問員の報酬、あんしん電話の保守委託料などのほか、水道メーターによる見守りシステムの運用に要した経費が主なものでございます。

次に、項2児童福祉費目1児童福祉総務費でございます。68ページの児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に、児童手当の支給をしたものでございます。子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をするもので、現在は医療機関の窓口で一旦自己負担分を支払わなくて済む現物給付方式が導入されております。

出産祝金事業は出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給したものでございます。

ながの子育て家庭優待パスポート事業は、優待パスポートカード及び多子世帯用のプレミアムパスポートカードがこの4月から更新になったことに伴う、新規カードの交付にかかった経費でございます。

68ページから69ページにかけての障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、同じく目1児童福祉総務費のうち、子ども・子育て支

援事業でございます。これは子ども・子育て支援に関わる事業の概要や支援対策について、今年度からの5か年分を計画する内容のもので、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に関する委託料が主な内容でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、目2母子・父子等福祉費でございますが、母子・父子等福祉事業費では、母子家庭、父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学校の卒業時に激励祝金の支給などを行ったものでございます。

母子・父子医療給付事業は、母子・父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、69ページから71ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主に保育に関わる人件費関係、給食の賄材料費及び給食調理業務の委託料でございます。また節19負担金補助及び交付金は、他市町村への広域入所に関わる負担金が主なものでございます。

71ページから75ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に関わる経常的な経費で、園児の教材や施設の衛生用品などの消耗品費、暖房用あるいは給食調理用の燃料費、電気・水道の光熱水費、保育園管理に関わる委託料でございます。また、通常保育のほか特別保育事業といたしまして障がい児保育や一時預かり保育の実施、また地域活動として未就園児に保育園を開放したり、地域の高齢者との交流を図る世代間交流事業を実施いたしました。

75ページから76ページにかけまして、目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営に関わる経費で、館長、支援員の人件費等経常的な経費が主なものでございます。また、施設改修工事や備品の購入を行い、各児童館において児童が健全に過ごせるよう環境を整え、生活、遊びの場を提供いたしました。

76ページから77ページにかけまして、目10子育て支援センター事業費につきましては、臨床心理士や家庭児童相談員などへの報酬や賃金、子育て支援センターの事業運営に関わる経常的な経費で、相談事業や子育て世代の支援の充実に努めてまいりました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、77ページから78ページにかけての項3災害救助費目1災害救助費は、令和元年台風19号災害で罹災された方への見舞金の支給や備蓄食料経費、非常用毛布のクリーニング費用のほか、住家に一定以上の被害のあった1軒に対し被災者生活再建支援金の支給をいたしております。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費でございます。78ページから79ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。79ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室の開催に係る経費、自殺防止パンフレットの印刷などが主なものでございます。

次に、目2予防費でございます。80ページにかけての予防費一般経費では、休日における在宅当番医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として、長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター並びに信州上田医療センター医師確保事業負担金などがございます。

80ページの結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施したものでございます。

81ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る経費として節7栄養士等賃金、節12乳幼児健診医師手数料などがございます。また、妊婦及び産婦を対象にした妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育症治療費助成金が主なものでございます。

82ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

次に、目4健康増進事業費でございます。82ページの健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患健診などの委託料が主なものでございます。

83ページにかけての後期高齢者健康推進事業では、75歳以上の高齢者を対象に一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成を実施し、健康増進に努めました。

83ページの食育・健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき食育や健康づくりのための教室などを開催したものでございます。

83ページが目5保健センター管理費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（関君） 83ページが目6環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節1環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節13家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託、84ページの自治区環境整備補助事業は、節19で各自治区の環境浄化整備事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、節13主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去委託、狂犬病予防事業は、節13獣医師会への狂犬病予防注射などの委託料でございます。

目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節13町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

建設課長（大井君） 続きまして、目10合併処理浄化槽設置費は、合併処理浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るため県内市町村で組織された、長野県浄化槽推進協議会への負担金でございます。

住民環境課長（関君） 84ページから85ページにかけての項2清掃費目1清掃総務費でございますが、清掃総務費一般経費の主なもの、節11需用費の印刷製本費は、毎年全戸配布しております、ごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費、節12はごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料、ごみ危険物収集所整備補助事業は、節19で区が実施しましたごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、86ページにかけての目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節11需用費は可燃ごみ・不燃ごみ・事業系ごみの指定袋の購入であります。節13は可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の収集運搬処理や台風19号に伴う災害ごみ処理に係る委託料、節19は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。資源物回収奨励事業は、節8報償費で、PTA等非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業につきましては、節19で個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、節19で千曲衛生施設組合の負担金、し尿の投入手数料に係る負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、86ページからの款5労働費項1労働諸費目1労政費でございます。87ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

移住定住・就職支援事業の主なものは、節13で町内在住者や町内企業に勤務されている従業員の交流事業を、テクノハート坂城協同組合に委託したものでございます。

勤労者福祉対策事業では、節19で更埴地域勤労者共済会への補助金、節21の貸付金は勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。また、勤労者総合福祉センター管理一般経費では、施設管理を更埴地域勤労者共済会に委託し、節15では同センター西側駐車場の舗装の改修工事を実施いたしました。

次に、款6農林水産業費項1農業費目1農業委員会費でございます。88ページから89ページにかけての農業委員会一般経費では、農業委員及び推進委員15名分の報酬と職員の人件費が主なものでございます。また、農業者年金事業では加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

次に、目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの経常経費でございます。

90ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、節19で入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業の実施や50歳未満の新規就農対策として農業次世代人材投資資金を3名の方に交付、また、新規就農者支援補助金として4名の方への補助、農産物災害対策事業補助金で台風19号被害における緊急対策として、苗木や農業用資材の購入費補助が主なものでございます。

91ページにかけての地域営農推進事業では、節13で農機具保管庫の管理を農業支援セン

ターに委託し、節19で農業支援センターへの補助、また、さかき地場産直売所への補助を行いました。

需給調整推進対策事業につきましては、国が行う稲作から加工米や野菜などへの作付転換を図るため、直接支払推進事業費補助金により現地確認や台帳作成などの事務を坂城町農業再生協議会が行い、農家へ転作推進補助金を交付いたしました。また、農振地域整備促進事業では、農振地域整備促進協議会を開催した際の委員報酬が主なもので、農地銀行活動促進事業は、町内6か所のファミリー農園の用地借上料でございます。

92ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費が主なもので、さかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信の経費や、節19のさかきブランドづくり事業、ねずみ大根まつり実行委員会への補助金などを交付いたしました。

93ページにかけてのさかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインの情報発信とブランド化に向けた取り組みを行ったものでございます。内容は、節19で千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、初めての取り組みとして開催された坂城駅前葡萄酒祭や銀座NAGANOでのワインプロモーション、住民向けのワインセミナー開催に対しての補助金交付を行いました。

有害鳥獣対策事業では、節13で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、節16で網掛区と上平区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節19では農産物を守る電気柵等の設置補助金などを交付いたしました。

94ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節19でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金の償還負担金を土地改良事業償還負担金として、また六ヶ郷用水組合、各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

農道等基盤整備町単事業では、町内6か所の水路等の改修工事のほか、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が農道の舗装、補修を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、また町単補助事業では自治区からの要望を受け、原材料の支給や工事に対する補助を行い、16地区の整備を実施いたしました。

95ページにかけての多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計6団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対し補助金を交付いたしました。

次に、96ページにかけての項2林業費目1林業総務費、林業総務一般経費では、職員の人件費のほか、節13において森林環境譲与税を活用した間伐などの箇所選定に係る調査のほか、里山の防災減災に向けた整備方針策定のための各種資料を作成いたしました。

目2林業振興費の松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び

枯損木処理、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布を実施するにあたり、住民説明会などの開催などリスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行ってまいりました。

97ページにかけての町有林管理事業は、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る賃金が主なもので、特用林産振興事業では、五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱費のほか、お～い原木会への補助金を交付いたしました。

98ページにかけての目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員賃金のほか、節14及び節16では地域発元気づくり支援金を活用し、地域住民が林道の舗装・補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節15では林道等の補修工事を実施いたしました。

次に、款7商工費項1商工費目1商工総務費の商工総務一般経費ですが、主なものは職員の人件費で、そのほか節19において中小企業能力開発学院への補助、また職員を派遣していただきましたさかきテクノセンターに補助金を交付いたしました。

99ページの目2商工振興費、商工振興一般経費の主なものは、節19で商工業振興補助金を26社に、また商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業への補助、それから商業店舗リフォーム補助を4件に対し交付をいたしました。

また、中小企業対策事業では、節19で融資に係る保証料の補給を25件実施したほか、町内企業の受注機会・販路の拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。また、節21の貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内金融機関4行に支出し、令和元年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて26件、約1億4,500万円の融資を実行いたしました。

100ページの中心市街地活性化事業は、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理費や、節13でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城に委託し、その委託料が主なものでございます。

101ページにかけてのプレミアム付商品券事業は、消費税引上げの影響緩和と地域における消費喚起を目的に、住民税が非課税の方と3歳児までの子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を販売したもので、臨時職員の賃金のほか節11で商品券の印刷、節19で町商工会に商品券プレミアム分を補助いたしました。また、繰越プレミアム付商品券事業は、平成30年度からの繰越事業で事業に係る電算システム改修委託が主なものでございます。

102ページにかけての目3観光費、観光一般経費では観光案内用の表示板を4か所に整備したほか、葛尾城遊歩道など4か所の遊歩道整備を地元区などへ委託、節19においては、各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。また、町民まつり事業では、町民まつり運営のため実行委員会へ補助を行いました。

103ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費の支出のほか、節15の工事請負費においてB. Iプラザの電柱キュービクル移設工事を実施し、節19では工業関係の各種団体への負担金・補助金を交付いたしました。

工業団地整備事業では、主なものとして節13で新たな工業団地及びA09号線道路整備に向けて、農振除外申請図面の作成や道路予備設計を委託したほか、節25で工業振興施設等設備基金への積立てを行いました。

また、坂城テクノセンター支援事業では、同センターの運営の補助や試験機器等の整備のため、3Dプリンターのリース代や測定機器の校正点検に係る補助、また、同センターの空調設備改修への補助を実施いたしました。

104ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、「新作日本刀展」、「平成の名刀・名工店」などの特別展や企画展などの開催に係る経費を支出いたしました。また、節13の委託料の主なものは、株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託を行ったものでございます。

建設課長（大井君） 続きまして、104ページからの款8土木費項1土木管理費目1土木総務費は、職員の人件費のほか、節17公有財産購入費の坂城インター線先線に接続する町道の拡幅に係る用地代などが主なものでございます。

106ページの項2道路橋梁費目1道路橋梁総務費の道路橋梁総務一般経費は、道路橋梁の照明灯の電気料、道路改良や町道認定に伴う道路台帳の整備に係る委託料が主なものでございます。町単補助工事につきましては、町内21区が実施した土木工事に係る補助で、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵などの交通安全施設9か所の整備に要した経費でございます。

107ページにかけての目2道路維持費は、節13委託料において町道の街路樹の剪定、除草、町内主要幹線道路の除雪、融雪剤の散布の委託、節15の道路、側溝等の維持補修工事、節16の道路補修用材料や冬季の融雪剤などの原材料の購入が主なものでございます。

次に、目3道路新設改良費の道路改良事業（A01号線）につきましては、節13の保地地区の概略設計の委託、節15若草橋周辺道路改良工事が主なものでございます。

道路新設改良一般事業は、県道長野上田線から月見へ通ずるA06号線の道路改良に係る工事費及び用地代でございます。また、道路改良事業舗装修繕は、A01号線四ツ屋地区の舗装修繕の設計委託でございます。

108ページにかけての繰越道路改良事業（A01号線）は、酒玉工区若草橋周辺の道路改良工事費が主なものでございます。

続きまして、108ページの目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業の節13委託料は、しなの鉄道に係る跨線橋の詳細調査設計委託、節15は昭和橋、鼠橋の橋梁修繕工事費でございます。繰越橋梁修繕事業につきましては、大望橋、64号橋の橋梁修繕に係る設計業務の委託料でござい

ます。

次に、項3河川費目1河川総務費は、河川愛護を行う18団体への補助金、目2河川改良費の主なものは、節15の水路しゅんせつ工事7か所、水路改良工事5件、名沢川の河畔林整備事業にかかった経費でございます。

109ページにかけての項4住宅費目1住宅管理費の住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

110ページにかけての空き家活用事業では、坂城町空き家情報バンクの専用ホームページの保守委託料、空き家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空き家バンク利用促進補助金を5件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、合計4件の耐震診断を行い、住宅リフォーム補助事業では住環境の向上を図るため、21件に住宅リフォーム補助金を交付いたしました。

続きまして、項5都市計画費目1都市計画総務費は、職員の人件費が主なもので、111ページの目3下水道費では、下水道事業特別会計において長期債及び利子の償還を行うための繰出金でございます。

112ページにかけての目4公園管理費の公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節13でびんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に、また各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託を行い、節15のびんぐしの里公園、和平公園の遊具等の修繕工事、節25の公園整備基金への積立金でございます。

112ページの花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と公園緑化事業が主なもので、節13においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇等の管理委託、節15ではバラ公園の階段整備や芝の張替え工事を、節19はばら祭りの開催に係る実行委員会等への補助を実施いたしました。

113ページにかけての項6高速交通対策費目1高速交通総務費の主なものは、節13の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行業務の委託、節14は循環バス2台分の賃借料などで、節15では169系電車のロールスクリーンの交換工事や、バリアフリー化工事として中之条地区のA01号線の歩道のインターロッキングの修繕工事などを実施いたしました。

目2高速交通対策整備事業費の湧水対策事業の主なものは、節11の町内8か所の湧水対策用井戸ポンプの電気代でございます。

114ページにかけての項7地籍調査費目1地籍調査事業費の主なものは、節13の御所沢地区の約11ヘクタールの地籍調査に係る経費でございます。

住民環境課長（関君） 款9消防費項1消防費目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災

航空隊の負担金でございます。

115ページにかけての目2非常備消防費でございますが、節8は消防団員の退職報償金、節19は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、115ページから117ページにかけての目3消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものとしましては、節15ではラッパ分団詰所水回りの改修工事、節18は各分団の更新用として消防用ホース、また第11分団の軽四輪積載車等を購入しました。節19は新設1基、修繕2基の消火栓工事負担金でございます。なお、移動系防災行政無線に係る委託料、工事請負費につきましては、次年度へ繰り越しし、7月31日に竣工となっております。

建設課長（大井君） 続きまして、目4水防費は、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運営に係る支出でございます。主なものは、節15にて住民の異動などに伴う戸別受信機等設置工事費を支出したほか、節11の修繕料において台風19号で被害のありました中之条水位計の修繕を行いました。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、118ページにかけての款10教育費項1教育総務費目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ、委員会を運営するための経常的経費でございます。

119ページにかけての目2事務局費の事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの人件費のほか、公務用パソコン等の設定業務委託と使用料、児童・生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、そして文教施設整備基金への積立が主なものでございます。

120ページにかけての教育振興事業は、町奨学金、クラブ活動補助金、特色ある学校づくり交付金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業では、当町と友好関係にある中国上海市実験小学校からの教育訪問団の受入れを行い、教育・文化交流事業を行い、親善を深めたところでございます。なお、新規事業として企画し、準備を進めておりました中学生海外派遣事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、中止といたしました。

私立幼稚園補助事業は、4月から9月までは私立幼稚園に通う園児の就園奨励としての補助事業等を実施し、10月からは国の幼児教育・保育の無償化に伴い、町内外の私立幼稚園へ通う3歳から5歳児までの園児に対し、6か月分の保育料等の給付を行いました。

教員住宅管理事業は、教員住宅の維持管理に要する経費でございます。

121ページにかけての学力向上事業では、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で、学力向上を図りました。また、小学4年生以上の体力テストを実施し、クラスの状況を分析し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

大峰教室等自立支援事業は、登校が困難な小中学生を対象として大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、各小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒などへの支援を行いました。

前年度からの繰越事業であります小中学校空調設備整備事業につきましては、小中学校4校の普通教室と65教室に空調設備の整備を行いました。

続きまして、122ページ、項2小学校費目1小学校総務費は、図書館司書の人件費のほか、外国語指導講師の委託料等、校務支援システムのリース料等のほか、坂城小学校昇降口タイル改修工事等を行いました。

123ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費など校舎管理に関わる経費、そして、警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務業務委託等でございます。

124ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は、教科学習に関わる費用が主なもので、体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、教科学習用消耗品などの購入、理科実験用などの教材用備品の購入、そして就学援助費等でございます。

128ページまで進みまして、項3中学校費目1中学校総務費は、外国語指導講師に係る委託料のほか、校務支援システムのリース料等が主なものでございます。

129ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費など経常経費、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等が主なものでございます。

目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や教材備品の修理等が主なもので、そのほか各教科で使用する教材用備品等の購入、就学援助費等でございます。

続きまして、131ページにかけて、項4社会教育費目1社会教育総務費は、職員の人件費ほか社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、文化協会など各団体への補助のほか、文化センター東側駐車場用地について、土地開発公社より買戻しを行いました。文化の館事業は、光熱水費などの経常的経費、施設の警備委託料などでございます。

132ページにかけて、目2公民館費、公民館一般経費では、公民館長、副館長、分館役員の

報酬、分館活動費の補助が主なものでございます。

133ページにかけて、各種公民館事業は、公民館講座の講師謝礼等で、文化講座をはじめ納涼音楽会、文化祭の開催や町民運動会などの各種事業を開催いたしました。分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕に関わる補助を行いました。

134ページにかけて目3図書館費、図書館一般経費では、図書館長の報酬、臨時職員の賃金のほか、「としょかん講座」等に係る講師等謝礼、館内清掃等委託や電気保安点検等施設の維持管理に関わるもの、そして図書の購入費が主なものでございます。図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

135ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助が主なものでございます。

136ページの坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や「第5回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。

137ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査を行い、遺跡の保存に努めるとともに、青木下遺跡で出土された金属遺物の保存処理を行いました。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に関わる経費が主なもので、格致学校東面の壁、屋根修繕工事を行いました。

138ページにかけての目6文化センター管理費は、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託料等が主なもので、文化センターの維持管理に係る経費でございます。

目7青少年育成費は、青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

139ページにかけての目9生涯学習振興費では、さかきふれあい大学を運営し生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ライフステージエコー、ふれあい大学教養講座の開催に関わる経費などが主なものでございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、スポーツ推進委員等への報酬や、競技審判員、競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ少年団等への補助を行いました。

140ページにかけての各種スポーツ教室開設事業では、キッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室などの指導員の謝礼が主なものでございます。体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上げが主なもので、節17公有財産購入費は、坂城町運動公園の一部賃借してきた土地について取得したものでございます。

141ページ、目2武道館管理費は、施設の管理に関わるもので、指導員賃金のほか光熱水費など経常的な維持管理経費が主なものとなっております。

143ページにかけての目3食育・給食センター運営費につきましては、安心・安全な学校給

食の提供を図るとともに、児童生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図りました。主に職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託、そして旧給食センター解体工事を実施いたしました。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、143ページからの款11災害復旧費につきましては、令和元年東日本台風災害による被災箇所の復旧に係る経費でございます。項1農林水産業施設災害復旧費目2農業施設災害復旧事業費では、被災農地の状況確認のため航空写真を撮影したほか、国庫補助事業の基準を満たさなかった用水路に堆積した土砂の撤去や破損した用水路の復旧に要した経費でございます。また、目3農地災害復旧事業費では、国庫補助事業により河川敷内の果樹園を早期に復旧したほか、農地災害復旧工事の前払い金を支出いたしました。

建設課長（大井君） 続きまして、項2公共土木施設等災害復旧費目1道路等災害復旧費は、倒木の処理の委託及び被災した町道7路線の復旧に係る測量設計委託並びに工事費でございます。次に、目2道路橋梁災害復旧費は、千曲川が増水し昭和橋の国道側から3番目の橋脚が洗掘されたため、根固めブロックを設置するための測量設計及び工事費でございます。

続きまして、144ページにかけての目3河川等災害復旧費は、河川に堆積した土砂のしゅんせつ工事2か所及び護岸が被災した河川の復旧工事1か所に要した経費でございます。次に、144ページの目4公園施設災害復旧費は、さかき千曲川バラ公園の千曲川河川敷内の駐車場の復旧に係る測量設計及び工事費でございます。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、項3公共施設等災害復旧費目2教育施設災害復旧費は、坂城中学校屋根瓦の修繕工事を実施いたしました。目3運動公園災害復旧費は、上五明の坂城町運動公園及び鼠マレットゴルフ場の復旧工事を実施いたしました。

住民環境課長（関君） 続きまして、目4消防施設災害復旧費は、消防ポンプ操法訓練場の移転による復旧事業で、鼠橋運動場内に復旧し、全額翌年度へ繰越しを行い、本年4月30日に竣工となっております。

建設課長（大井君） 続きまして、項4その他施設災害復旧費目1被災住宅災害復興費は、住宅2軒の応急修理に要した経費でございます。

財政係長（細田さん） 続きまして、145ページにかけての款12公債費についてでございますが、これは長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

款14予備費につきましては、元年度において支出はございませんでした。

続きまして、主要施策の成果及び実績報告書の2ページでご報告いたしております地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標であります財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、参考として括弧書きで黒字を示すマイナスの比率をお示ししてございます。

次に、町の標準財政規模の額に占める町が負担する一部事務組合等が起こした起債等を含めた一般会計等が負担する元利償還金の割合について表す実質公債費比率につきましては、3か年平均で前年からプラス0.3ポイントの9.1%となっております。

続きまして、一般会計等の借入金や負担等の将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表す将来負担比率につきましては、昨年に引き続きマイナスとなったことから、町の財政健全化判断の基準となる4つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移いたしているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は68億1,399万1,832円で、前年度対比マイナス0.1%、767万円の減となっております。なお、予算に対する執行率は、全体で93.1%でございます。

以上で、令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 会議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分～再開 午後 2時34分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、日程第11「議案第38号」から日程第15「議案第42号」までの5件は、令和元年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、過日、実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております、令和元年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は、昨日、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長に報告し、議長に提出しております。

まず、審査の概要についてです。審査の期間は7月22日から8月4日までと、8月18日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象ですが、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和元年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。

記載されております5つの会計がございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査に併せまして、次の監査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和元年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は、坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院の令和元年度歳入歳出決算を取り上げました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は、8月18日に実施しております。

審査の対象となる資料は、法律及び政令で定める決算附属書類として記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和元年度施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類を基に、会計管理者所管の関係諸帳簿等を照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等より主要施策の成果及び実施報告書を基に事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。

基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。なお、例月監査においても毎月の基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として、坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院につきましても関係書類を持参いただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その用途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、その比率の算定の基礎となる資料——これ、大変な量なんです——を基に計数の正確性を確認し、担当課から説明を聴取し、実施いたしました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院につきましても、正確に処理されており適正であると認めました。

また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であると認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の内容について、監査委員の目から、監査委員の視点から見て取りまとめて、適宜意見を添えながら説明をさせていただきます。

監査の概要という形になるわけですが、まず、総括として、令和元年度の決算について、一般会計と特別会計をまとめて表示されております。一般会計は、歳入総額が69億6,

154万876円、歳出総額が68億1,399万1,832円になっております。歳入歳出差引残高は1億4,754万9,044円であります。

一方、特別会計は、4会計の合計額をもって記載されております。歳入決算額及び歳出決算額は、その年度の事業規模を表示いたします。本年度の一般会計は前年度と比較して縮小にありましたが、特別会計は、逆に増加にありました。全会計の歳入歳出残高の合計額につきましても、前年度と比較して2,749万3,177円の減少で、2億2,828万7,278円となっています。

この金額に基金残高を加えて資金残高が見えるわけなんですけど、基金の残高は本年度も増加しております。前述の歳入歳出差引残高が前年と比較して減少しているわけですけども、町全体の資金残高は増加しているという結果になっております。加えて、借入金の残高が前年より減少しておりますので、財政状態は健全な状態にあると認められます。

今後の見通しとして、厳しい経済環境が見込まれます。この財政状態を維持できることを期待しております。

4ページになるわけですが、財政指標について取りまとめました。主要な4つの指標であります。いずれも比率をもって評価するものであり、一つの目安として受け止めていただければいい数値かなと思っております。

まず、経常収支比率です。86.8%。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。数値は前年と比較してやや悪くなっております。分母になる町税、とりわけ法人町民税の収入、また分子となる経費、通常経費の数値が大きな要因となってきます。引き続き、経費の抑制に十分な配慮をお願いするところであります。

次に、財政力指数であります。0.704です。財政需要額を自力の財政収入額で賄えるかどうかという基準であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。また、普通交付税の算定の基礎にもなっております。坂城町においては、水準は高いですが、引き続き、この水準を維持し財政健全化に向けて努めていただきたいと思いますと思っております。

次、公債費比率は6.1%、実質公債費比率は9.1%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合です。なお、当町では実施しておりませんが、繰上償還分は除かれることになっております。また、実質公債費比率は下水道会計をも含めて計算した数値であります。それぞれの数値は財政に負担のない償還と判断いたしております。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加し、財政に対する負担割合が増す関係にあります。運用には財政規模との均衡を保ちながら、引き続き留意する必要があるかと思っております。

次に、一般会計の詳細について検証しました。

決算額については、繰り返しになりますが、歳入総額69億6,154万876円、歳出総額が68億1,399万1,832円、歳入歳出差引残高は1億4,754万9,044円となり、

このうち4,600万円を地方自治法第233条の2の規定によって基金として積み立て、残高の1億154万9,044円を翌年度へ繰り越すとしております。

収入の状況につきましては、収入済額は前年に比較して4,356万5,667円の減となっております。

その次の表ですけれども、収入状況を款別の表にしてしております。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。

次、6ページになりますが、歳入の中で町税の状況についてまとめてみました。

まず、税目別に区別しますと、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、それぞれの収入状況になっております。

収入済額は27億7,435万9,125円で、前年度と比較して2.0%の減となっております。中でも町民税の収入済額に着目しまして、町民税の収入済額は13億1,864万1,030円で、前年度と比較して3.5%の減となっております。そのうち、個人町民税は2.0%の増加ですが、法人町民税は5億6,914万8,500円で、前年より9.9%の減となりました。

一方、収入率につきましてはです。

町全体としては93.7%で、前年に比べ横ばいではありますが、分子となる収入済額、分母となる調定額がともに減少した結果であるかなと感じております。なお、収入率の現年課税分については99.4%ではありますが、収入未済額の残高は1,533万4,241円とあり、前年より210万7,194円増加している状態です。

また、町全体の収入未済額につきましても、残高で前年と比較して396万9,954円の減少ではありますが、不納欠損処理の結果で減少しているものと判断いたします。引き続き、徴収率の向上に努めていただきたいと思います。未納額の解消には大変ご苦勞されていることは監査委員としても分かっておりますが、そういう中で、より回収に努めていただきたいと思います。

なお、不納欠損の処理につきましては、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

一方、8ページの歳出の状況ですけれども、前年度と比較しまして766万9,159円の減となっております。

支出状況を款別の表にしてあります。項目として、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。執行率の低いもの、不用額の大きいもの、繰越しの大きいものがありますが、それぞれ確認いたしました。

また、令和元年度の主な事業を聞き取りしたものをまとめてあります。各事務事業について誠意取り組まれていると感じております。引き続き、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに取り組まれ、適切かつ効率的な予算の執行に取り組んでいただきたいと思います。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりであります。各会計ごとに収入の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明を省略させていただきます。

ページ飛びまして、11ページになります。実質収支に関する調書についてご報告いたします。

決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますので、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

次に、基金の運用状況についてであります。一般会計に16基金、特別会計に2基金となっております。基金の積立は適正な方法により積み立て、基金の取崩しは、一般会計においては、基金名で言いますと、文教施設整備基金、広域行政事務基金、ふるさとまちづくり基金、公園整備基金等々、また、特別会計においては国民健康保険基金について、それぞれ適正な取崩しと認めました。

8月4日ですが、本年度施工された工事のうち、14ページに記載の4か所について巡見いたしました。中には災害復旧工事も含まれております。工事等検査箇所調書としてまとめてあるところですが、いずれも計画どおり執行されていることと確認しております。

次に、指摘事項でございます。

まとめ方として、一般会計について各課ごとに、また、特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識しているものについて取りまとめました。

各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしております。

また、財政援助団体につきましては、監査の折にその内容を伝えてあります。個々の内容については省略させていただきます。お目通しいただきたいと思っております。

財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。既にそれぞれの立場で報告されているところではありますが、書面に記載されておりますので、沿ってご説明いたします。

この法律は、地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。法律の立法趣旨からして、かなり厳しい算定基準が設けられていると認識しております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも決算が赤字の場合に限り数値が表示されますので、当町においては数値が入りません。

実質公債費比率は、前段で説明したとおりでありまして、9.1%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされていると言えます。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高のほかに葛尾組合等の一部事務組合、また広域連合

などが抱える債務のうち、坂城町が負担する部分を含めた債務をその標準財政規模で割った比率であります。この債務額が充当額との比較になりますので、充当額が債務額を上回る場合には、数値が入りません。当町においては、本年度は、地方債残高の減少と基金積立残高の増加という効果がありましたので、数値が入らない結果となりました。

資金不足比率は、公営企業会計としての下水道事業の資金が充足されておりますので、これも数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き、将来に向けて健全な財政運営を期待しております。

巻末になりますが、坂城町監査基準がつづられております。地方自治法等の一部を改正する法律によって、今年の4月から、監査基準を定め公表することになりました。全国町村監査委員協議会という組織があるんですが、この会の意向に沿って、当町においても監査基準を作成し公表いたしました。ご一読いただきまして、ご理解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で、令和元年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（西沢さん） 以上で、提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から9月7日までの6日間は、議案調査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月7日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月8日午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時06分)

